

## 補助 合併処理浄化槽の設置補助

町内の個人住宅に住んでいて、し尿くみ取り便所や単独処理浄化槽を使用している方が合併処理浄化槽へ付け替えをする場合に補助を受けられます。希望する方は、設置前に申請をしてください。

### ●補助金

5人槽:9万円、7人槽:12万円、10人槽:18万円

### ●対象

公共下水道認可区域外に設置する浄化槽で、4月1日から平成29年3月15日までに設置完了し、実績報告書を提出できる方

※次に該当する方は補助の対象となりません。

- ・住居の新築に伴い浄化槽を設置する方
- ・既存の建物を取り壊して、住居を新築または全改築をすることに伴い浄化槽を設置する方(台所、トイレなど水周りが既存宅に残らない場合)

・町税の滞納がある方

・移転補償等機能回復により浄化槽を設置する方

### ●補助対象基数 2基程度(先着順)

### ●申し込み

補助金交付申請書に町税の納税証明書または確認同意書、浄化槽設置工事契約書の写しなど必要書類を問い合わせ先へ

※申請書などは町ホームページからダウンロード可

### ●問い合わせ 環境課 内線284



## 助成 生ごみ処理機器購入助成金

ごみの減量化・資源化を推進するため、生ごみ処理機器を購入した方に購入費の一部を助成します。この制度を利用し、ごみの減量化・資源化に

取り組みましょう。

### ●対象 町内指定店で購入する町内在住の方

### ●問い合わせ 環境課 内線284

助成する処理機器	生ごみ処理機	生ごみ処理容器
※交換用の資材、オプションなどの追加品および業務用は対象外	・電気などにより乾燥させる方式 ・電気などにより加熱しバクテリアにより分解する方式 (例:電気式生ごみ処理機)	・電気などの動力を使わず、バクテリアにより分解する方式(アスパ容器は除く。) ・底部がなく、水分が地中に浸透する地上設置方式(例:コンポスト)
助成額	購入価格の2分の1 12,000円を限度 (消費税を含む。)	購入価格の2分の1 3,000円を限度(消費税を含む。)
助成数(先着順)	10基程度(1世帯1基まで)	5基程度(1世帯2基まで)

※助成後5年間は新たに助成できません。

### 手続きの流れ

